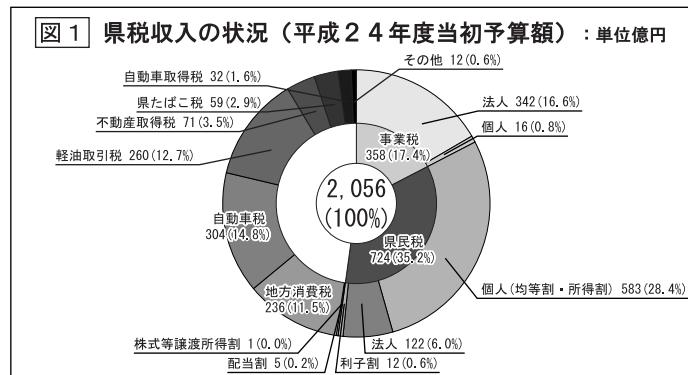


給与所得者の個人住民税は、特別徴収【給与天引き】で納めましょう！

県と市町村では、個人住民税の「特別徴収」を行っていない事業主の方へ、特別徴収への移行をお願いしています。平成25年度からは、特別徴収を行っていない事業主の方に対し、 「特別徴収義務者」として指定を行い、給与天引きによる特別徴収を進めていきます。



個人の市町村民税と個人住民税を合わせて「個人住民税」と呼んでいます。個人住民税は、住民の皆さんに対する行政サービスに必要な経費を住民の皆さんに広く分担していただくための税金で、市町村が徴収しています。個人住民税は、宮城県の県税収入の28.4%を占める貴重

個人住民税とは？

な財源となつております。震災復興のためにも使われています（図1）。

個人住民税の納め方

県内では、本来、事業主の方が特別徴収により納めるべき個人住民税を、給与所得者の3割の方が、直接窓口に出向いて納付しているのが現状です。このようない状況を改善するため、県では市町村と共同して、特別徴収を行つてない事業主の方へ、「特別徴収義務者」になるよう

は、事業主（給与支払者）が給与から天引きして、従業員（納税義務者）に代わって市町村に納入する「特別徴収」をすることが、法律や条例により、義務付けられています（図2）。従業員数が少ないことや、経理担当者の業務繁忙などを理由として特別徴収を行わないことは認められていません。

特別徴収への移行を

お願いしています。平成25年度からは、県内への移行を進めています。特別徴収することにより、従業員の方には、納税のた

図2 特別徴収による納税のしくみ～個人住民税が給与天引きになります～

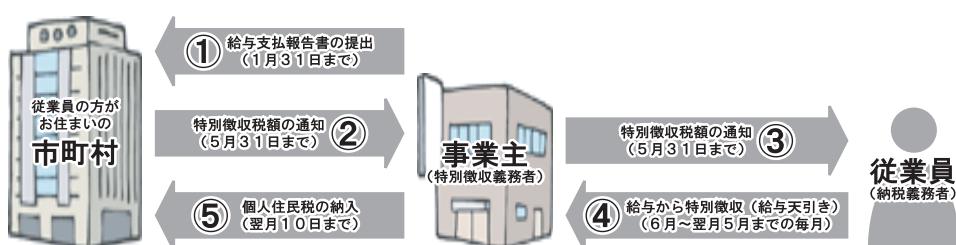


図3 従業員にはメリット大

納め忘れの心配がありません
納め忘れがなくなり、滞納や延滞金が発生する心配がありません。

窓口へ出向く手間がかかりません
納期ごとに金融機関や市町村窓口へ出向いて納付する手間がかかりません。

1回あたりの納付額が少なくなります
年1.2回に分けて給与天引きされるので、年4回納付書で納める場合に比べて、1回あたりの納付額が少なく負担感が小さくなります。

めに窓口へ出向く手間がなくなるなどのメリットがあります（図3）。事業主の方にも、従業員の方にも、特別徴収についての御理解と御協力をお願いします！

特別徴収の制度に関するご質問

○ 県税務課 TEL 022(211)2326
<http://www.pref.miyagi.jp/zeimu/>

特別徴収の手続きに関するご質問

○ 従業員がお住まいの市町村（個人住民税の課税担当課）